

株主各位

第61回定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

上記事項につきましては、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

連結計算書類	1 頁～16 頁
計算書類	17 頁～25 頁
連結計算書類に係る会計監査報告	26 頁～28 頁
計算書類に係る会計監査報告	29 頁～31 頁

株式会社創建エース

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,891,050	流 動 負 債	2,395,483
現 金 及 び 預 金	16,439	支払手形・工事未払金等	556,412
売 掛 金	217,326	買 掛 金	26,247
完成工事未収入金及び契約資産	462,232	短 期 借 入 金	1,253,170
商 品 及 び 製 品	72,289	未 払 金	267,744
原材料及び貯蔵品	6,917	未 払 費 用	17,763
前 渡 金	1,178,337	前 受 金	156,109
前 払 費 用	11,690	未 払 法 人 税 等	19,475
未 収 入 金	759	特別調査費用引当金	92,065
未 収 消 費 税 等	103,153	そ の 他	6,493
仮 払 金	12,076	固 定 負 債	526,183
そ の 他	25,680	長 期 借 入 金	500,000
貸 倒 引 当 金	△215,853	長 期 預 り 保 証 金	24,090
固 定 資 産	1,059,716	そ の 他	2,093
有 形 固 定 資 産	80,822	負 債 合 計	2,921,666
建 物 及 び 構 築 物	45,023	純 資 産 の 部	
車 両 運 搬 具	925	株 主 資 本	19,175
工具、器具及び備品	9,990	資 本 金	10,966,980
一 括 償 却 資 産	2,380	資 本 剰 余 金	4,814,586
建 設 仮 勘 定	22,502	利 益 剰 余 金	△15,756,429
無 形 固 定 資 産	888,046	自 己 株 式	△5,962
の れ ん	886,753	新 株 予 約 権	9,925
そ の 他	1,293	純 資 産 合 計	29,100
投資その他の資産	90,847	資 産 合 計	2,950,766
長 期 未 収 入 金	131,607	負 債 純 資 産 合 計	2,950,766
差 入 保 証 金	84,697		
長 期 貸 付 金	879,944		
破 産 更 生 債 権 等	118,349		
そ の 他	7,100		
貸 倒 引 当 金	△1,130,852		
資 産 合 計	2,950,766		

(注) ・金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,785,757
売上原価		1,420,705
売上総利益		365,052
販売費及び一般管理費		920,942
営業損失		555,889
営業外収益		
受取利息	33	
消費税差額	11,468	
雑収入	4,574	16,075
営業外費用		
支払利息	20,886	
株式交付費	6,594	
創立費償却	205	
雑損失	3,208	30,894
経常損失		570,708
特別利益		
訴訟和解金	5,000	
新株予約権戻入益	6,860	
固定資産売却益	136	11,996
特別損失		
貸倒引当金繰入額	3,618	
訴訟関連損失	226,393	
特別調査費用引当金繰入額	90,968	320,980
税金等調整前当期純損失		879,692
法人税、住民税及び事業税	17,484	17,484
当期純損失		897,176
親会社株主に帰属する当期純損失		897,176

(注) ・金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	10,966,980	4,205,586	△14,960,930	△5,948	205,688
過年度訂正による 累 積 的 影 響 額			101,677		101,677
遡 及 処 理 後 当連結会計年度期首残高	10,966,980	4,205,586	△14,859,252	△5,948	307,365
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行		609,000			609,000
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△897,176		△897,176
自 己 株 式 の 取 得				△13	△13
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	-	609,000	△897,176	△13	△288,189
当連結会計年度末残高	10,966,980	4,814,586	△15,756,429	△5,962	19,175

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	16,650	222,338
過年度訂正による 累 積 的 影 響 額		101,677
遡 及 処 理 後 当連結会計年度期首残高	16,650	324,014
当連結会計年度変動額		
新 株 の 発 行		609,000
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）		△897,176
自 己 株 式 の 取 得		△13
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	△6,725	△6,725
当連結会計年度変動額合計	△6,725	△294,915
当連結会計年度末残高	9,925	29,100

(注) ・金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において親会社株主に帰属する当期純損失 897,176千円を計上いたしました。当社グループはこれらの状況を改善すべく事業再構築と企業価値の向上ならびに管理体制の強化に向けて取り組んでおりますが、当連結会計年度において当該状況が改善するまでには至りませんでした。

当該状況が改善されない限り、当社グループが事業活動を継続するために必要な資金の調達が困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在しているため、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

上記のような状況の下、現在の当社グループには足元の業績回復と財務体質の改善が急務であると判断しており、社会的な課題と結び付いた取り組みを行うことで社会貢献を実現しつつ、当社グループ全体の事業成長と財務体質の改善を実現していくことを目指しております。

具体的には、今回不正行為が認められた建設事業に対しては、二度と同じようなことが起きぬよう統制を強め、リストラクチャリングを含めて、安定した収益を確保できるように最大限に注力し事業の立て直しを図ります。前連結会計年度において事業譲受により取得した「ハウスプロデュース事業」に関しては、積極的な営業活動により代理店数を増加させ、安定的な収益基盤を構築してまいります。また当連結会計年度より開始した「メディカル事業」並びに今後予定している新規事業が成長エンジンとなるよう当社のリソースを投入し、事業拡大及び収益の安定化を目指してまいります。一方、財務体質の改善も優先課題の一つと考えており、グループとしての合理化・効率化を進め、更に資本政策も含め財務基盤の安定化に向け注力してまいります。

しかしながら、全ての計画が必ずしも実現するとは限らないことにより、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5 社
- ・重要な連結子会社の名称 巧栄ビルド株式会社
株式会社創建メガ
株式会社メディカルサポート

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計期間において、株式会社メディカルサポートの株式を取得したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- ・商品及び製品、原材料及び貯蔵品 個別法及び最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以後に取得した建物及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～40年
工具、器具及び備品	2年～18年
機械及び装置	3年～10年
車両運搬具	3年～6年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、償却年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）としております。

③のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり、定額法で償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．特別調査費用引当金

特別調査委員会にかかる費用の支払に充てるため、当連結会計年度の負担額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

イ．建設事業

建設事業においては、主に中期程度の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

ロ．ハウスプロデュース事業

ハウスプロデュース事業においては、ナノバブル発生装置及び簡易サウナ等の販売を行っております。これらの商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で売上高を認識しております。

ハ．メディカル事業

メディカル事業においては、美容整形クリニックの業務支援等を行っておりますが、これらの役務提供等に関しては、当該業務が完了した時点において売上高を認識しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．繰延資産の処理方法

- ・株式交付費
- ・創立費

支出時に全額費用処理しております。

創立日から5年以内にわたり、定額法により処理しております。

ロ．グループ通算制度の適用

当社グループではグループ通算制度を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。これによる前連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積に関する注記

(1) のれんの計上基準

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 886,753千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積の内容に関する情報

当社グループは、連結貸借対照表にのれんを計上しておりますが、これは前連結会計年度において、株式会社絆ジャパンより事業譲受を行ったため発生したもの及び当連結会計年度に簡易株式交換により株式会社メディカルサポート社の株式を取得したものである。

のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合は、減損損失の認識の要否を判定し、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上する方針です。以上の方針に従い検討した結果、当連結会計年度において、当該のれんに減損の兆候はないと判断しております。

のれんの減損の兆候の有無の判定においては、主にのれんが帰属する資産グループから生じる営業損益及び将来の事業計画を用いており、将来の事業計画には成長率及び損益率といった主要な仮定が用いられております。そのため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 貸倒引当金の計上基準

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金（流動）	215,853千円
貸倒引当金（固定）	1,130,852千円
貸倒引当金合計	1,346,705千円
貸倒引当金繰入額	214,582千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積の内容に関する情報

当社及び連結子会社である巧栄ビルド株式会社、株式会社創建メガ、株式会社メディカルサポートは、営業債権を回収予定月からの経過期間や債務者等の支払状況等に基づいた信用リスクの程度に応じて、一般債権と貸倒懸念債権等に債権分類しております。

一般債権に係る貸倒引当金は、一般債権の期末残高に法定繰入率を乗じて算定しております。

また、貸倒懸念債権等に係る回収可能性の判断においては、債務者の支払い状況等を勘案して債権の回収可能性を評価しており、回収見込額を主要な仮定としております。

なお、当連結会計年度において、巧栄ビルド株式会社の取引先に貸倒懸念債権等が発生したため、巧栄ビルド株式会社において貸倒引当金（流動）を31,060千円計上しております。

これらは、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、今後の経済の動向が債務者の信用リスクに及ぼす影響については不確実であり、これらの影響が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において貸倒引当金が増減する可能性があります。

(3) 棚卸資産の計上基準

①当連結会計年度計上額

商品及び製品	72,289千円
棚卸資産評価損	-千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積の内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

棚卸資産の評価方法は、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しており、期末における販売開始から一定の期間を超える棚卸資産について、合理的に算定した評価減率を適用して帳簿価額を段階的に切り下げる方法を設け、棚卸資産の収益性の低下を連結計算書類に反映しています。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
棚卸資産の評価に使用される評価減率の見積りは、過年度の販売数並びに経済的陳腐化及び機能的陳腐化等を考慮して算定しております。

ハ、翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、棚卸資産の収益性の低下が見積金額と乖離する可能性があります。当社グループは、棚卸資産の評価には慎重を期しておりますが、将来の市場環境の変化等により、当社グループの事業計画の前提となる条件や仮定に変更が生じた結果、在庫状況が変化した場合、翌連結会計年度において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 誤謬の訂正に関する注記

(1) 誤謬の内容

当社は、2025年3月19日付け「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」で開示しました通り、当社子会社と特定取引先との取引の実在性及び当該取引先に対する債権の資産性について疑義がある旨、証券取引等監視委員会開示検査課から指摘を受けました。

そこで、当社は指摘を受けた事項について、社外の独立した弁護士及び公認会計士から構成される特別調査委員会を設置し、調査をすすめて参りました。

2025年6月30日に特別調査委員会より調査報告書を受領しましたが、特別調査委員会の調査の結果、2021年9月から2023年6月までの調査対象期間において、経済実態を反映しない売上高の計上があるため、該当する子会社の売上高・売上原価及び貸倒引当金等の取り消しの会計処理が必要であると判断し、過去の誤謬の訂正を行うことといたしました。

(2) 当連結会計年度の期首における純資産に対する影響額

過年度の誤謬の訂正に伴う、当連結会計年度の期首における利益剰余金に対する累積的影響額は、101,677千円の増加となります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

建物及び構築物	5,171千円
車両運搬具	4,613千円
工具、器具及び備品	7,630千円
一括償却資産	1,081千円
計	18,495千円

7. 連結損益計算書に関する注記

(1) 訴訟関連損失

当社の連結子会社であるクレア建設株式会社における訴訟案件について、原告との間で締結された請負契約の工事代金の請求について、原告の請求を認諾したことによる訴訟関連損失を特別損失に計上しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	276,651,756株	21,000,000株	一株	297,651,756株

(注) 発行済株式の増加は、簡易株式交換における新株発行による増加分であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	15,627株	529株	一株	16,156株

(注) ・自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

(3) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末 残高(千円)
		当連結会計年 度期首	当連結会計年 度増加	当連結会計年 度減少	当連結会計年 度末	
第26回新株予約権	普通株式	19,850,000	-	-	19,850,000	9,925

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業を継続するために必要な資金や業態の拡大・事業の再構築を行うために必要な資金を事業計画・資金計画に基づき、金融機関等からの借入、新株予約権の行使及び第三者割当による株式の発行によって調達しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(注)	時 価(注)	差 額
(1) 売 掛 金	217,326千円		
貸倒引当金 (注)	△95,971千円		
(純 額)	121,354千円	121,354千円	-千円
(2) 完成工事未収入金及び契約資産	462,232千円		
貸倒引当金 (注)	△32,931千円		
(純 額)	429,301千円	429,301千円	-千円
(3) 未 収 入 金	759千円		
貸倒引当金 (注)	-千円		
(純 額)	759千円	759千円	-千円
(4) 長 期 未 収 入 金	131,607千円		
貸倒引当金 (注)	△131,607千円		
(純 額)	-千円	-千円	-千円
(5) 長 期 貸 付 金	879,944千円		
貸倒引当金 (注)	△879,944千円		
(純 額)	-千円	-千円	-千円
(6) 差 入 保 証 金	84,697千円		
貸倒引当金 (注)	-千円		
(純 額)	84,697千円	84,697千円	-千円
(7) 破 産 更 生 債 権 等	118,349千円		
貸倒引当金 (注)	△118,349千円		
(純 額)	-千円	-千円	-千円
資 産 計	636,112千円	636,112千円	-千円
(1) 支払手形・工事未払金等	556,412千円	556,412千円	-千円
(2) 買 掛 金	26,247千円	26,247千円	-千円
(3) 短 期 借 入 金	1,253,170千円	1,253,170千円	-千円
(4) 未 払 金	267,744千円	267,744千円	-千円
(5) 未 払 法 人 税 等	19,475千円	19,475千円	-千円
(6) 長 期 預 り 保 証 金	24,090千円	24,090千円	-千円
(7) 長 期 借 入 金	500,000千円	500,000千円	-千円
負 債 計	2,647,138千円	2,647,138千円	-千円

(注) ・未収入金、長期未収入金、長期貸付金、破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 売掛金 貸倒引当金 (注) (純額)	-千円	121,354千円	-千円	121,354千円
(2) 完成工事未収入金及び契約資産 貸倒引当金 (注) (純額)	-千円	429,301千円	-千円	429,301千円
(3) 未収入金 貸倒引当金 (注) (純額)	-千円	759千円	-千円	759千円
(4) 長期未収入金 貸倒引当金 (注) (純額)	-千円	-千円	-千円	-千円
(5) 長期貸付金 貸倒引当金 (注) (純額)	-千円	-千円	-千円	-千円
(6) 差入保証金 貸倒引当金 (注) (純額)	-千円	84,697千円	-千円	84,697千円
(7) 破産更生債権等 貸倒引当金 (注) (純額)	-千円	-千円	-千円	-千円
資産計	-千円	636,112千円	-千円	636,112千円
(1) 支払手形・工事未払金等	-千円	556,412千円	-千円	556,412千円
(2) 買掛金	-千円	26,247千円	-千円	26,247千円
(3) 短期借入金	-千円	1,253,170千円	-千円	1,253,170千円
(4) 未払金	-千円	267,744千円	-千円	267,744千円
(5) 未払法人税等	-千円	19,475千円	-千円	19,475千円
(6) 長期預り保証金	-千円	24,090千円	-千円	24,090千円
(7) 長期借入金	-千円	500,000千円	-千円	500,000千円
負債計	-千円	2,647,138千円	-千円	2,647,138千円

(注1) ・時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

売掛金、完成工事未収入金及び契約資産、未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから当該帳簿価額によっております。

長期未収入金、長期貸付金、破産更生債権等

これらは回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

支払手形・工事未払金等、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから当該帳簿価額によっております。

長期預り保証金、長期借入金

過去の返還実績に基づき、将来キャッシュ・フローを見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。

(注2) ・金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
売 掛 金 (注)	121,354千円	-千円	-千円	-千円
完成工事未収入金及び契約資産	429,301千円	-千円	-千円	-千円
未 収 入 金	759千円	-千円	-千円	-千円
長 期 未 収 入 金 (注)	-千円	-千円	-千円	-千円
長 期 貸 付 金 (注)	-千円	-千円	-千円	-千円
差 入 保 証 金	84,697千円	-千円	-千円	-千円
破産更生債権等 (注)	-千円	-千円	-千円	-千円

- (注) ・売掛金のうち、個別に貸倒引当金を計上した95,971千円につきましては控除しております。
・完成工事未収入金及び契約資産のうち、個別に貸倒引当金を計上した32,931千円につきましては控除しております。
・長期未収入金、長期貸付金、破産更生債権等は全額貸倒引当金を計上、控除しております。

(注3) ・金銭債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
支払手形・工事未払金等	556,412千円	-千円	-千円	-千円
買 掛 金	26,247千円	-千円	-千円	-千円
短 期 借 入 金	1,253,170千円	-千円	-千円	-千円
未 払 金	267,744千円	-千円	-千円	-千円
未 払 法 人 税 等	19,475千円	-千円	-千円	-千円
長 期 預 り 保 証 金	-千円	24,090千円	-千円	-千円
長 期 借 入 金	-千円	500,000千円	-千円	-千円

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 0円06銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △3円07銭 |

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	建設事業	ハウスプロデュース事業	メディカル事業	合計		
売上高						
建設工事	1,323,234	－	－	1,323,234	－	1,323,234
ナノバブル発生装置等の販売		228,666		228,666	－	228,666
業務支援	－	－	133,188	133,188	－	133,188
その他	－	－	－	－	100,668	100,668
顧客との契約から生じる収益	1,323,234	228,666	133,188	1,685,089	100,668	1,785,757
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	1,323,234	228,666	133,188	1,685,089	100,668	1,785,757

(注) 当連結会計年度より報告セグメントを変更しており、前連結会計年度に「その他」セグメントに含めておりました「アクア事業」につきましては、売上の重要性が増したため、新たに「ハウスプロデュース事業」セグメントとして新設し、また当連結会計年度において連結子会社となりました㈱メディカルサポートの事業につきまして「メディカル事業」セグメントとして新たな報告セグメントを設けております。

なお、前連結会計年度まで「コスメ衛生関連事業」を報告セグメントとして設けておりましたが、事業規模の大幅な縮小に伴い「その他」セグメントに含めており、「その他」区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①建設事業

建設事業においては建設工事を主な事業としており、工期がごく短期間の工事契約を除き、全ての工事契約について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。工期がごく短期の工事契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法を採用しております。ただし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合で、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで原価回収基準を適用しております。

②ハウスプロデュース事業

ハウスプロデュース事業においては、ナノバブル発生機及び簡易サウナ等の販売を行っております。これらの商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で売上高を認識しております。

③メディカル事業

メディカル事業においては、美容整形クリニックの業務支援等を行っておりますが、これらの役務提供等に関しては、当該業務が完了した時点において売上高を認識しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、サービス提供前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債に含まれております。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権	-千円
契約負債	-千円

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

12. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年3月19日付け「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」で開示した通り、当社子会社と特定取引先との取引の実在性及び当該取引先に対する債権の資産性について疑義がある旨、証券取引等監視委員会開示検査課から指摘を受けました。当社は指摘を受けた事項について、社外の独立した弁護士及び公認会計士から構成される特別調査委員会を設置し、調査をすすめて参りました。2025年6月30日に特別調査委員会より調査報告書を受領いたしました。

特別調査委員会の調査の結果、2021年9月から2023年6月までの調査対象期間において、連結計算書類において、経済実態を反映しない子会社の売上高の計上があるため、該当する売上高・売上原価及び貸倒引当金等の取り消しの会計処理が必要であると判断し、過去の誤謬の訂正を行いました。連結株主資本等変動計算書類において、当連結会計年度の期首における利益剰余金に対する過年度訂正による累積的影響額は、101,677千円と記載しています。

なお、特別調査委員会の特別調査費用は、特別損失に特別調査費用引当金繰入額90,968千円を計上しています。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	456,547	流 動 負 債	1,454,911
現金及び預金	2,307	短 期 借 入 金	1,251,000
売 掛 金	32,635	買 掛 金	26,247
商 品	30,599	未 払 金	42,059
貯 蔵 品	6,893	未 払 費 用	12,159
立 替 金	61,952	未 払 法 人 税 等	1,210
前 払 費 用	8,662	特別調査費用引当金	92,065
前 渡 金	337,682	前 受 金	25,000
未 収 入 金	40,320	そ の 他	5,169
未 収 消 費 税	16,648	固 定 負 債	526,183
そ の 他	7,166	長 期 未 払 金	2,093
貸 倒 引 当 金	△88,320	長 期 預 り 保 証 金	24,090
固 定 資 産	1,575,233	長 期 借 入 金	500,000
有 形 固 定 資 産	64,996	負 債 合 計	1,981,094
建物及び構築物	29,422	純 資 産 の 部	
車 両 運 搬 具	925	株 主 資 本	40,761
工具、器具及び備品	9,832	資 本 金	10,966,980
一括償却資産	2,314	資 本 剰 余 金	4,814,586
建設仮勘定	22,502	資 本 準 備 金	4,814,586
無 形 固 定 資 産	352,232	利 益 剰 余 金	△15,734,842
の れ ん	350,939	その他利益剰余金	△15,734,842
そ の 他	1,293	繰越利益剰余金	△15,734,842
投資その他の資産	1,158,004	自 己 株 式	△5,962
子 会 社 株 式	621,050	新 株 予 約 権	9,925
長 期 貸 付 金	879,944	純 資 産 合 計	50,686
関係会社貸付金	2,073,639	負 債 純 資 産 合 計	2,031,781
破産更生債権等	100,000		
差 入 保 証 金	57,384		
長期前払費用	4,204		
長期未収入金	120,000		
そ の 他	1,500		
貸 倒 引 当 金	△2,699,718		
資 産 合 計	2,031,781		

(注) ・金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	240,656
売 上 原 価	157,225
売 上 総 利 益	83,431
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	531,966
営 業 損 失	448,535
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	16,975
雑 収 入	2,583
営 業 外 費 用	
株 式 交 付 費	6,594
支 払 利 息	20,881
雑 損 失	32
経 常 損 失	456,483
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	136
新 株 予 約 権 戻 入	6,860
特 別 損 失	
特 別 調 査 費 用 引 当 金 繰 入 額	90,968
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	264,217
税 引 前 当 期 純 損 失	804,673
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,212
当 期 純 損 失	805,886

(注) ・金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	10,966,980	4,205,586	4,205,586	△14,960,839	△14,960,839	△5,948	205,778
過年度訂正による 累積的影響額				31,882	31,882		31,882
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	10,966,980	4,205,586	4,205,586	△14,928,956	△14,928,956	△5,948	237,661
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行		609,000	609,000				609,000
当期純損失 (△)				△805,886	△805,886		△805,886
自己株式の取得						△13	△13
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)							
当期変動額合計		609,000	609,000	△805,886	△805,886	△13	△196,899
当 期 末 残 高	10,966,980	4,814,586	4,814,586	△15,734,842	△15,734,842	△5,962	40,761

	新株予約権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	16,650	222,429
過年度訂正による累積的影響額		31,882
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	16,650	254,312
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		609,000
当期純損失 (△)		△805,886
自己株式の取得		△13
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)	△6,725	△6,725
当期変動額合計	△6,725	△203,625
当 期 末 残 高	9,925	50,686

(注) ・金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度において当期純損失805,886千円を計上いたしました。当社はこれらの状況を改善すべく事業再構築と企業価値の向上ならびに管理体制の強化に向けて取り組んでおりますが、当事業年度において当該状況が改善するまでには至りませんでした。

当該状況が改善されない限り、当社が事業活動を継続するために必要な資金の調達が困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在しているため、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

上記のような状況の下、現在の当社は足元の業績回復と財務体質の改善が急務であると判断しており、社会的な課題と結び付いた取り組みを行うことで社会貢献を実現しつつ、当社の事業成長と財務体質の改善を実現していくことを目指しております。

具体的には、前事業年度に事業譲受により取得した「ハウスプロデュース事業」に関しては、積極的な営業活動により代理店数を増加させ、安定的な収益基盤を構築してまいります。また当事業年度より開始した医療機器関連の販売や今後計画しておりますミルベリー銅の取扱い等の新規事業が成長エンジンとなるよう当社のリソースを投入し、事業拡大及び収益の安定化を目指してまいります。一方、財務体質の改善も優先課題の一つと考えており、グループとしての合理化・効率化を進め、更に資本政策も含め財務基盤の安定化に向け注力してまいります。

しかしながら、全ての計画が必ずしも実現するとは限らないことにより、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書には反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

・ 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし2016年4月1日以後取得した建物及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～18年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4年～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、償却年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）としております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 特別調査費用引当金

特別調査委員会にかかる費用の支払に充てるため、当事業年度の負担額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① ハウスプロデュース事業

ハウスプロデュース事業においては、ナノバブル発生装置及び簡易サウナ等の販売を行っております。これらの商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で売上高を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

4. 誤謬の訂正に関する注記

(1) 誤謬の内容

当社は、2025年3月19日付け「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」で開示しました通り、当社子会社と特定取引先との取引の実在性及び当該取引先に対する債権の資産性について疑義がある旨、証券取引等監視委員会開示検査課から指摘を受けました。

そこで、当社は指摘を受けた事項について、社外の独立した弁護士及び公認会計士から構成される特別調査委員会を設置し、調査をすすめて参りました。

2025年6月30日に特別調査委員会より調査報告書を受領しましたが、特別調査委員会の調査の結果、2021年9月から2023年6月までの調査対象期間において、経済実態を反映しない子会社の売上高の計上があるため、該当する売上高・売上原価及び貸倒引当金等の取り消しの会計処理が必要であると判断し、過去の誤謬の訂正を行うことといたしました。

(2) 当事業年度の期首における純資産に対する影響額

過年度の誤謬の訂正に伴う、当事業年度の期首における利益剰余金に対する累積的影響額は、31,882千円の増加となります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

建物及び構築物	3,498千円
車両運搬具	4,342千円
工具、器具及び備品	7,109千円
一括償却資産	949千円
計	15,899千円

(2) 関係会社に対する区分掲記していない金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	89,489千円
② 長期金銭債権	—
③ 短期金銭債務	387千円
④ 長期金銭債務	—

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

受取利息	16,959千円
------	----------

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(2025年3月31日現在)

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	15,627株	529株	—	16,156株

(注) ・自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	853,697千円
特別調査費用引当金	28,190千円
繰越欠損金	1,412,790千円
資産評価損	708,730千円
その他	△19千円
小計	3,003,390千円
評価性引当額	△3,003,390千円
合計	-千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との 関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	巧 栄 ビ ル ド 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付	730,500	関 係 会 社 貸 付 金	1,075,200
				資金の返済	323,500		
				貸付の利息	16,959	未 収 入 金	13,761
子 会 社	ク レ ア 建 設 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付	110	関 係 会 社 貸 付 金 (長 期)	939,593
				資金の返済	26,300		
				資金の立替	926	未 収 入 金	926
子 会 社	株 式 会 社 創 建 メ ガ	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付	27,500	関 係 会 社 貸 付 金 (長 期)	56,546
				資金の返済	100,000		
				資金の立替	30,042	立 替 金	31,387
				商品の販売	-	未 収 入 金	11,384
				出向者給与	12,390	未 収 入 金	12,390
子 会 社	株 式 会 社 創 建 鉱 山	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の立替	404	立 替 金	404
子 会 社	株 式 会 社 メ デ ィ カ ル サ ポ ー ト	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付	2,300	関 係 会 社 金 貸 付 金	2,300
				資金の立替	19,234	立 替 金	19,234

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) ・2023年6月26日までに実行した子会社への資金の貸付については利息を計上しておりません。
- ・取引金額は仕入最終原価法により算出しております。
- ・子会社に対する債権等には貸倒引当金を見積計上しております。なお当事業年度においては233,402千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等 の所有 (被所有) 割合%	関連当 事者との 関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
役 員 お よ び そ の 近 親 者 が 議 決 権 の 過 半 数 を 所 有 し て い る 会 社 等	株式会 社 キャピ タル (注1)	なし	資金の 借 入	資金の借入	1,200,500	長期・短 期借入金	1,208,000
				資金の返済	642,500		
				借入の利息	9,192	未払利息	11,946
			被担保 提供	被担保提供 (注2)	-	-	-
役 員 が 代 表 権 を 有 し て い る 会 社	株式会 社 絆ジャ パン	なし	商取引	商品の販売	14,333	売 掛 金	1,915
				出向者派遣	1,868	未収入金	651

- (注) 1. 当社代表取締役役員兼社長西山由之が代表取締役社長であり、且つ、西山由之の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。
2. 被担保提供は当社の借入について株式の担保提供を受けたものでありますが、担保の保証料は支払っておりません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 11. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	0円13銭
(2) 1株当たり当期純損失	△2円76銭

12. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年3月19日付け「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」で開示した通り、当社子会社と特定取引先との取引の実在性及び当該取引先に対する債権の資産性について疑義がある旨、証券取引等監視委員会開示検査課から指摘を受けました。当社は指摘を受けた事項について、社外の独立した弁護士及び公認会計士から構成される特別調査委員会を設置し、調査をすすめて参りました。2025年6月30日に特別調査委員会より調査報告書を受領いたしました。

特別調査委員会の調査の結果、2021年9月から2023年6月までの調査対象期間において、経済実態を反映しない子会社の売上高の計上等があるため、該当する売上高・売上原価及び貸倒引当金等の取り消しの会計処理が必要であると判断し、過去の誤謬の訂正を行いました。株主資本等変動計算書において、当事業年度の期首における利益剰余金に対する過年度訂正による累積的影響額は、31,882千円と記載しています。

なお、特別調査委員会の特別調査費用は、特別損失に特別調査費用引当金繰入額90,968千円を計上しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 7 月29日

株式会社創建エース

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所
大阪市中央区

公認会計士 柴 田 洋

大瀧公認会計士事務所
東京都北区

公認会計士 大 瀧 秀 樹

監査意見

当監査人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社創建エースの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社創建エース及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは当連結会計年度において親会社株主に帰属する当期純損失897,176千円を計上している。そのため、会社グループが事業活動を継続するために必要な資金の調達が困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在している。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 連結注記表の「5. 誤謬の訂正に関する注記」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金の金額を修正している。
2. 連結注記表の「12. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2025年6月30日に特別調査委員会より調査報告書を受領しており、特別調査委員会の特別調査費用について、特別損失に特別調査費用引当金繰入額90,968千円を計上している。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運営における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ

適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 7 月29日

株式会社創建エース

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所
大阪市中央区

公認会計士 柴 田 洋

大瀧公認会計士事務所
東京都北区

公認会計士 大 瀧 秀 樹

監査意見

当監査人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社創建エースの2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っており、監査の基準における当監査人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において当期純損失805,886千円を計上している。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 個別注記表の「5. 誤謬の訂正に関する注記」に記載されているとおり、会社は、当事業年度において誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金の金額を修正している。
2. 個別注記表の「13. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2025年6月30日に特別調査委員会より調査報告書を受領しており、特別調査委員会の特別調査費用について、特別損失に特別調査費用引当金繰入額90,968千円を計上している。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運営における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上